

仕 様 書

1. 件 名 令和7年度 佐伯教育市民ホールまな美電話交換設備修繕

2. 履行場所 佐伯市中村東町6番9号 佐伯教育市民ホールまな美

3. 仕様書概要説明

(1) 本修繕は佐伯教育市民ホールまな美の電話交換機設備の修繕を行う。

調達物品は、本仕様書その他関係法令に適合するものとする。

デジタル電話交換機は、アナログ電話回線、総合デジタル網 (ISDN) 及びひかり電話回線を直接収容できるものとし、多機能電話機に端末識別番号(TEN)を有し、容易に移設が可能なこと。また、既設の単体電話機、FAX (G3) が現状のまま使用できるものとする。また、停電対策として、内線外線が2時間以上使用可能なこと。

(2) 本設備と本庁電話交換機をNTTの既設音声専用線 (アナログ) 4回線を利用し、音声通話を可能とすること。あわせて本設備の外線通話を本庁へ転送できることとする。また、音声専用線のサービス終了 (令和11年3月31日) を考慮し、NTTのVPNワイド網を利用した本庁・各出先機関同士での音声通話・転送が利用できるように拡張性を具備すること。(VPNを利用した内線延長は令和10年度に切替を実施予定)

4. 機器仕様

4-1 構造

本交換機はユニット積上型で前面から保守できる構造であること。なお、内・外線パッケージの交換及び増設は交換機を止めることなく、活線で挿入又は引抜きができること。

4-2 方式諸元

- (1) 使用電源 AC100V±10V、50/60Hz
- (2) 停電対策 蓄電池によるバックアップ 2時間以上
- (3) 動作環境条件 周囲温度：5℃～35℃ 湿度：45～80%RH
- (4) 寸法 (幅×奥行×高さ/mm) 500×400×1,000(蓄電池装置等含む) 以内
消費電力 (最大約 VA) 500

4-3 回線構成・端末機器

局線・内線の収容回線数及び端末機器は下記のとおりとする。

項 目			実装回線	備 考
体 交 換 機 本	外線	ひかり電話	8ch	追加番号12、光回線直接収容
		専用線 (LD 接続)	4回線	既設音声専用線
	内線	多機能電話内線 (回路)	10	

		アナログ内線（回路）	80	
機 端 器 末	電話機	標準多機能電話機	2	24 ボタン以上
		アナログ単体電話機	64	既設電話機利用

4－4 外線線路抵抗・内線配線長

- | | |
|-------------------|-----------------|
| （１）局線線路抵抗 | 所属局交換機の条件に従う。 |
| （２）多機能電話機配線距離長 | 0.5mmφ 600m 以下 |
| （３）アナログ単体電話機配線距離長 | 0.5mmφ 4000m 以下 |

4－5 番号計画

内線番号として 0～9、＃、＊の 12 種類使用できること。

番号計画例を以下に示す。

種 別	番号計画（例）	標準番号計画（例）
内線番号	×××	“100”～“699”
局線自動発信	×	“0”
一斉呼出し	××	“80”
内線代理応答	××	“＃＃”

4－6 サービス機能

交換機のサービス機能は下記の機能を有するものとする。

- （１）着信音識別：

8 種類以上
- （２）不在転送：

全ての着信呼出を、予め指定した内線に自動的に転送すること。転送先の指定は自分の電話機から行えること。
- （３）保留音送出：

保留中の局線・専用線・内線に対して保留音（システムに IC を内蔵した内部保留音）を送出できること。
- （４）ハウラ音自動送出：

内線電話機が長時間無効オフフックを継続した場合、自動的に本体の帯域内のハウラ音を送出し警告できること。
- （５）内線サービスクラス：

内線ごとにクラスを設け、局線に対する発着信を細かく規制できること。
- （６）内線代表：

被呼出内線話中時、グループ内の代表番号に着信した場合のみグループ内で空内線を探し、全内線話中の場合は発呼者に話中音を送出できること。
- （７）可変短縮ダイヤル：

各内線が個別に局線・専用線・他内線短縮番号を持ち、内線から自由に登録変更ができるこ

と。

(8) 共通短縮ダイヤル：

内線から局線、専用線に発信する場合、短縮ダイヤル発信特番及び短縮番号をダイヤルすると、予め登録された短縮番号に変換されてダイヤルが送出されること。

(9) コールピックアップ：

複数の内線でピックアップグループを構成し、グループ内の内線に着信があった場合グループ内の他の内線から応答できること。

(10) 局線・専用線：

保留音送出機能、ダイヤルイン機能、ISDN64 対応機能を有すること。専用線については PB 信号が送受信できること。

(11) 識別着信：

電話帳機能を利用した識別着信が可能であること。

(12) 発着信履歴：

専用多機能電話機を利用することにより、発着信履歴を記録し、本発着信履歴から電話番号を選択、発信可能となる機能を有すること。(発着信履歴電話機毎各 60 件)

(13) 発信者番号表示：

各部署より外線発信したとき、各部署の電話番号を相手へ表示できる機能ができること。

5. 電話機の仕様

(1) 発信対地規制機能があること。

(2) 保留機能があること。

(3) 長時間保留時に警報音送出機能が有ること。

(4) 音声で内線呼び出し・応答ができること。

(5) 外線ボタンやワンタッチボタン等用途に応じて自由に割り当て可能なボタンが 24 個以上あること。

(6) 液晶ディスプレイ表示があること。

(7) 電話帳 1 件あたり 4 電話番号まで登録可能なこと。

6. 修繕内容

6-1 機器配線・据付

(1) 本修繕は電気通信事業法等関係諸法に基づき施工する。

(2) 交換機、本配線盤の設置場所及び装置間の配線を行うこと。

(3) 修繕はアナログ 1 種及びデジタル 1 種工事担任者の有資格者が行なうこと。

(4) 機器搬入、据付、配線、調整等は当市担当者と十分協議の上、行なうものとする。

(5) 本修繕の実施に当たっては、業務の遂行に支障のない様にするものとする。ただし修繕遂行上、一時的に電話の機能が使用できなくなる場合は、事前に了解を得るものとする。

(6) 本装置の搬入、据付、調整等において本仕様書に明記なき事項にあっては、当市の担当者と協議し、その指示のもとに実施するものとする。

6-2 履行期間

契約締結日の翌日から令和８年２月２７日（金）まで

なお、市が指定する連続した２日間の閉庁日（土、日、祝日等）で全修繕内容（総合試験完了まで）を完了すること。

６－３ 既存交換機の撤去

本修繕において不要となった機器等は請負者の責任にて撤去を行うものとし、なお産業廃棄物は適正な処理を行うものとする。

６－４ 総合試験

既存設備との切替終了後、電話交換機設備全体の機能試験及び接続確認試験等、総合的な試験調整を行うこと。

７．提出書類 作業報告書及び写真（作業前・作業後） １部

８．連絡先

本仕様書に関する質問は下記に連絡すること。

佐伯市役所 総合政策部財政課財産管理係 0972-22-4595